

いわき市復興推進計画

平成30年10月19日
福島県いわき市

1. 計画の区域 いわき市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても沿岸部の集落が津波によって壊滅的な被害を受けたほか、同年4月11日には本市内を震源にマグニチュード7.0の余震が発生し、本市内では70%以上の事業所において建物や設備に被害が発生するなど、本市内の全域において、住宅や水道などの社会インフラに多大な被害が及ぶところとなった。

このような中で、本市経済の一刻も早い復興を図るため、本市の中核的産業を担う立地企業の製造設備の増強に向けた投資を支援することにより、本市の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市経済の活性化及び雇用機会の創出を図るために、本市の中核的産業である化学工業について、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別な措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する堺化学工業株式会社（以下「対象事業者」という。）に対し、本市小名浜地区において、化学工業製品製造（高純度炭酸バリウム製品及びチタン酸バリウム製品の製造）に係る機械設備の増設を行うために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸し付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における化学工業は市内の製造業において従業員数で第1位となる本市の中核的産業である。また、本事業は、製造業の製造品出荷額の約14%を占める対象事業者が実施するものであり、10人の新規雇用を創出する予定である。

したがって、本市の製造業の中核となる対象事業者が行う本事業は、計画の目標に定めた「本市の地域経済の活性化及び雇用機会の創出」を達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社東邦銀行

- ⑤ 特別の措置
本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

化学工業製品製造（高純度炭酸バリウム製品及びチタン酸バリウム製品の製造）に係る機械設備の増設を行う対象事業者は、本市における化学工業を含む製造業で代表的な企業の一つであり、本市の地域産業の牽引役として重要な役割を果たしている。

本計画の実施により、地域産業の活性化に大きく寄与し、また、雇用機会の創出にも繋がる場所である。

これらの効果は、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、いわき市、福島県、株式会社東邦銀行及び対象事業者を構成員とするいわき市産業復興・雇用創出協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。